

令和2年第11回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年12月11日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 7号 令和2年度定期監査報告（第2次）について
- 第 5 議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第72号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第73号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第74号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第75号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第76号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の変更について
- 第11 議案第77号 福寿川護岸改修工事請負契約の変更について
- 第12 議案第78号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）
- 第13 議案第79号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第80号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第81号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第82号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第83号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 同意第 5号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第19 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 第20 発議第11号 議員の派遣について
- 第21 発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 議案第84号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君

9番 舟見俊明君
11番 森 淳君

10番 村田定人君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副町長	今村裕之君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者 兼出納室長	渡辺博樹君
総務課長 兼電算共同化 推進室長	敦賀哲也君
地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木 繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪 満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋 伸君
天売支所長	竹内雅彦君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君

農業委員会 事務局 長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局 長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局 長	豊島明彦君
総務係 長	嶋元貴史君
書 記	山田太志君
書 記	菅 豪志君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君 2番 磯 野 直 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第3、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。5番、工藤正幸君、9番、舟見俊明君、1番、金木直文君、以上3名であります。

最初に、5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、質問させていただきます。

件名1、コロナウイルス感染拡大の影響を受けた業種に対する経済支援について。質問要旨、新型コロナウイルス感染症が北海道全域に拡大している中、町内の飲食店をはじめ各商店、事業所において感染拡大防止を徹底し、社会経済活動に努めていたところであるが、11月に入り、宗谷管内、そして留萌振興局管内においても感染者が発表されたことにより、町内では一層の危機感が高まっている。特にレストランや食堂、スナック、居酒屋等の飲食店、さらに旅館業等においても繁忙期である忘年会、新年会シーズンを迎えるに当たり、売上げは全く見込めない上に終息時期など先行きが見えない厳しい状況であります。新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい経営状況にある業種に対して早急に経済的な支援をするべきと考える。留萌管内に感染者が出てからスナック、居酒屋においてはほとんどの店が1週間ほど休業し、その後営業しても来店客のない日もあったと聞いております。厳しい状況であることを踏まえ、次のことを質問する。

1つ、新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい経営状況にあるスナック、居酒屋、レストラン、食堂、旅館等へ早急に経済的支援をするべきと思うが、どうか。

件名2、地元建設業者による新築、改築、解体等の総合的な助成制度について。質問要旨、町内の新築住宅建設は年々減少傾向にあり、特に地元建設業者が施工する住宅についてはさらに減少している状況であることから、町内の経済活動を活性化させるために助成制度を創設し、地元建設業者の施工による新築住宅を建設する機運を高める上で必要と考える。改築については、2018年まで実施していた個人住宅のリフォーム費用の補助制度は町民の要望も高く、町内の建設業者をはじめ関連の業種にも波及効果が生まれ、経済の活性化に効果があった事業であり、再度制度化すべきと考える。解体については、現在町民課所管の補助制度があり、解体工事は今後も町民の要望があると考え。これらの事業は、町の経済活性化には欠かすことのできない極めて重要な制度であり、雇用の創出につながり、町内の経済活動にも少なからず貢献できるものと考え。羽幌町として経済を活性化させる事業を実施することは、町行政を運営していく上で極めて重要であると考え。年々人口が減少し、仕事が減っている現状を踏まえ、羽幌町の経済活性化を進めるために次の質問をする。

1つ、地元建設業者を活用しての新築、改築、解体等の工事を総合的に進めるため組織を一元化し、新たな助成制度を創設し、町民が住み続けられる羽幌町にするべきと思うが、どうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 工藤議員のご質問1件目、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた業種に対する経済支援についてお答えいたします。

阿部議員への答弁でも述べさせていただきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による外食等の需要低迷、忘年会や新年会の自粛による来客の減少などで売上げの低下が見込まれますことから、町内で店内飲食を主とした営業を行っている飲食店に対し、事業継続の下支えや経済支援を目的とした支援金を交付できるよう準備を進めているところであります。

次に、ご質問2件目、地元建設業者による新築、改築、解体等の総合的な助成制度についてお答えいたします。新築、改築、解体等を総合的に進めるための助成制度の創設につきましては現段階では考えておりませんが、議員ご承知のとおり空き家対策として解体や改修に対する助成を行っており、その対象要件として地元業者が施工することとしておりますことから、今後においても当該制度が有効に活用されるよう改善を図ってまいりたいと考えております。また、組織の一元化による事業の実施につきましては現在のところ考えておりませんが、今後においても状況に応じて関係各課による連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、工藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、町内の旅館業の中においてコロナウイルス感染症拡大の影響で忘年会、新年会等の宴会なども自粛の影響により予約が入らない状況と思われま。旅館業においても飲食店と同様に支援をすべきと思うが、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

旅館業等々についても影響は重々承知しております。ただ、国のほうでも言っておりますとおり、店内飲食が感染確率のリスクが非常に高いということで、当町といたしましても店内飲食を中心として支援のほうを決めさせていただきました。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 現状を言いますと全ての旅館が宴会等を取り扱えるということはないと思いますけれども、そういう部分もやっているところにとっては飲食と同様でないかと僕は思うのですが、その辺は役場内できちっと話し合われて進めているのかもう一度答弁をお願いします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

その件に関しましても十分検討を重ねた結果ということで、旅館業に関しましては飲食もされているところもありますが、旅館業というところでも営業されておりますので、飲食とほかにということでまだ営業されている部分もあるということで、そこを加味して飲食店等ということで決定しております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、確認だけさせてください。飲食店とはスナック、居酒屋、レストラン、食堂、これらのことをいっているのか、その範囲を細かく教えてください。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

飲食店につきましては、店内に客席を設けというところで営業している事業者ということで、議員言われたとおり居酒屋、レストラン、俗に言う食べ物を扱っている飲食店とスナック、バーを考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 分かりました。続いて、支援金の額について昨日の阿部議員への答弁で聞いておりますけれども、飲食店においては1週間から、中には3週間ほど休業をし、その後営業してもお客さんが一人も来ない日もあったと聞いております。売上げは激減している状況であり、コロナ以前の通常営業に戻る見込みも立たない現状であります。

このようなことを鑑みると、もう少し上乘せしてはどうかと私は思います。この辺の検討は十分されているのかどうかをお願いします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

その額に関しましても、取りあえずほかの事業者も同じような状況下での営業を続け、特に影響が大きいということで店内飲食ということで選択させていただいておりますので、金額に関しましても前回の支援金同様の、昨日説明しましたが、10万を想定して今進めております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 続いて、支援をする日にちなのですけれども、昨日の阿部議員への答弁では年内にという言葉でありましたが、本日傍聴されている方もおりますので、できるだけ早い時期に、あるいは何日までにとすることは今言えないでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

できるだけ早い時期で、年内にできればということで事務は進めていきたいなとは思いますが、その段階で今月中の支払いとなりますと、20日前後ということまでの申請をいただければということで今事務は進めていきたいなは思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 留萌管内に感染者が出たのは11月の11日であります。僕はこの直後、2日後に飲食業の方が全て休んで、今現在下町関係の様子はこうだよということで友人から聞いております。その段階で、僕はまた大変な状況になるので、町からの支援もしなければいけないなということで、その時点に思っておりました。それから1か月たっております。できるだけ早い段階で町側も進めていけば、この定例会の前にも議案を提案し、議決すれば、今の段階で町民の方に支援ができたのではないかなと僕は思います。この辺のスピード感、これがちょっと遅いと思いますが、その辺はどう考えておりますか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

前回の委員会等から協議は進めておりました。検討も進めておりました。先ほど言ったように、町内の全事業者が何らかの影響を受けているというところもありまして、どこの部分での支援が必要なのかというところを中心に検討を重ねた結果、ぎりぎりになりましたけれども、店内飲食という部分での限定をしたというか、そこに対しての支援を決めたところでもあります。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） このことについては今後も、今回は飲食店の範囲で支援をする準備ということでありますけれども、このほかにも期間が長くなるといろいろな業種に大変な部分が出てくると予想されます。どうか行政側としてそういう情報を細かく受け取って事

前に準備をして進めていくということをぜひ心がけてもらいたいと思います。その辺はどうでしょうか、今後の対応。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

その関係につきましても、今後につきましても状況を見ながらということで検討を重ねていきたいとは思っています。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、コロナ関係に関してはそういう形で、どうか精いっぱい町民の大変なところに手が届くようにやっていただきたいと思います。これでコロナ関係の質問は終わります。

続いて、建築関連の質問に移りたいと思います。まず、順を追って質問していきますので、よろしくお願ひいたします。羽幌町における近年の新築住宅の建設は減少しており、その中でも町内の建設業者施工による新築住宅は激減している状況であります。過去5年間の新築件数の状況を建設課に確認したところ、改めて町内建設業者による新築が少ないことに驚きさえ感じたところでもあります。5年間で建設された新築住宅の件数は、2016年、町内業者建設が2件、町外業者建設が6件で合計8件、2017年も同じ数字です。2018年、町内業者建設が2件、町外業者建設が5件で7件、2019年、町内業者建設が1件、町外業者建設が3件で合計4件、そして2020年は町内業者建設が0件、町外業者建設が2件で合計2件です。5年間の合計をしますと、町内業者建設が7件、町外業者建設は22件で合計29件となります。明らかに町内建設業者による新築住宅の建設が減少している状況を踏まえ、行政として地元建設業者の経済活動を活性化させるために助成制度を創設した上で地元業者を下支えすべきと思うが、どう考えておりますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

住宅の新築に係る助成の部分につきましては、昨日の答弁のとおり考えていないというところなのですが、現状公営住宅の建設ですとか、補修関係ですとか、あと先ほど答弁でも申し上げましたけれども、空き家対策ということで解体、改修等の事業を行っております。その中で地元業者を対象としている部分もありますし、現状地元業者への発注をしているところがございますので、そういったところではまずご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） これについて町長はどのような考えでおりますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 地元建設業者に新築、改築、解体と総合的に助成制度についてということでご質問をいただいておりますように、答弁の中でも地元業者が施工することに今後も改善を図りながらやっていきたいというふうに答弁申し上げておりました。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 町内建設業はもとより関連する業種に仕事があるということは社会経済活動が活性化することになり、他の業種にも波及効果が広がり商店街等も活気が出て町全体に潤いが生まれるものと考えます。地元建設業者を活用しての新築住宅を建てようとする機運を高めるためにも必要な事業だと思うが、町長、どう考えていますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申しましたように、町では続けて事業をやりますし、そういうことには前向きに検討したいというようなこともやっております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、先ほどの一番最初の答弁でいただいた部分に触れます。現在町民課が所管して実施しております空き家対策、改修、それに解体も含まれているのですけれども、これの改修の部分については現在住んでいない空き家になっている家を改修するときの事業であって、現在住んでいる家をリフォームあるいは改築、増築したいというものはまた別になります。ですから、今年度も空き家を改修しての事業は申請が2件で、2件だけしか実施されていないのです。ですから、僕の思いでいくとリフォーム補助を9年間やっていたときには、僕詳しく分かりませんが、恐らく30件なり35件なりという申請があって、そして事業者も仕事があって、そして町も経済発展につながっていたはずなのです。現在町民課でやっている空き家対策と解体の事業では経済を支えていくためには足りないのです。だから、僕はこうやって言っているのです。明らかに今現在町民課、課長先ほどおっしゃった事業では町の経済を支えるだけにはならないと僕は思います。ですから、新築も改築も、そして現在やっている解体も含めた事業を総合的に進めて、そして町民にも要望が高いところにスポットを当てて町の経済を活性化させるということでないかと羽幌町の将来が危ぶまれます。この辺しっかり町長として考えてやってもらわなかったら、町に仕事が無くなったらみんなこの町に住めなくなるのです。この辺をよく考えて答弁いただきたいと思います。これについて町長はどう思いますか。答えてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 遅くなりましたけれども、工藤議員の質問についてお答えしたいと思います。質問については事業として不足でないかというご質問かと思っております。その部分につきましては町としても公共事業を出す時期においては工期をずらすような形をやらないとやってもらえないというようなことも起きておりますし、去年は2業者でしたか、廃業されております。そんなこともありまして、仕事が不足しているという認識は私のほうでは持っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 今2件廃業したという言葉がありましたけれども、これは僕が思うには仕事があれば廃業しないと思う。仕事があれば、例えば親方一人だけでなく何人か使ったりして進めていると思うのです。これが仕事があれば、例えば親方がもうできないというときには使われている人が後を継いでやるとか、そういうことが起きてくるはずなのです。現状そういうふうにしていかないと、あるいは例えば自分の住んでいるところで壁が落ちたとか、屋根が剥がれたとか、そういうときに緊急に手当てできるのは地元の業者しかないはずなのだ。細かな仕事のときに旭川から、あるいは札幌からの業者を呼んでやるということは不可能に等しいのです。だから、地元でそういう建設会社が残っていなければ僕たちが困るのです。町民が困るのです。だから、そのために下支えをしていくことが行政としての役割だと僕は思います。ここにもありますけれども、町行政を運営していく上で町内に雇用が生まれて事業を実施しなければならないというのはこの町村でもやっているのです。羽幌町の雇用を増やして町民がそれぞれ希望の持てる、そういう町にしていく努力を町長が、あるいは行政側がしなければ、この町に住んでいく人方がだんだん減っていくのです。仕事がなかったらここに住めないのです。僕たちは仕事があることによってこの羽幌町に住んでいるのですから、この状況だから増えないかもしれないけれども、減らないようにしていかなかったら、この町に住んで働く人がだんだんいなくなります。そんな状況でもいいのでしょうか。僕は、そんなことにはならないと思います。ですから、今出せる知恵をフルに活用して助成をして、そして改築する、新築するという人を増やさなかったら、この羽幌町の経済どうやって維持していくのですか。町長、答えてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 経済を下支えして仕事をつくれということですが、現状といたしましては次年度も公住の1棟2戸はやりますし、今までどおりの経済活動についてはやっていくということにしておりますので、今回ご質問いただいております地元業者、建築業に対する新築、改築、解体等の総合的な制度、これについてはご質問の最初の答弁のとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 何でもやらない、やらないで、それで町政運営していけるのですか。とても疑問に思います。このことについては、例えば助成制度を創設して建築業者さんの皆さんにこんな内容でやりますから、お客さんにもPR、セールスしてください。そして、町民皆さんにはこういう助成制度をつくれたので、地元建設業者を利用して新築してください。改築するときには地元業者を使ってください。新築のときも地元業者を使ってくださいという、そういうメッセージを町長自らが発信して、いろんな集まりの中で訴えていってもらいたいのも、僕はこれがトップセールスだと思うのです。そして、実際に事業をやる業者の方々は、そういう部分があるからこそお客さんにもPRできて、そして自分の仕事をよりよくしようと思って努力することになるのではないですか。行政と民間事業者というのはそういうつながりですと長年やってきているはずなのです。その辺何も努力するつもりは、町長、ないのですか。教えてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 工藤議員から再三何もやらないと言われておりますが、1回目の答弁で申し上げましたとおり、事業については今後も継続してやっていくというふうにしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） さっきから何度も言っているのですけれども、現在町民課でやっている事業は、それだけでは足りないのです。公営住宅の部分は、それは僕が言っている部分とは別なのです。その辺分かってもらわなかったらこの話は全然かみ合わない。

続いていきます。次は、改築の部分について触れたいと思っております。改築については、2010年より9年間、住宅リフォーム助成制度として町民課の所管で実施されておりました。

た。1年間の助成件数は、これは9年間で平均しますと33件、助成額は664万円、そして助成対象の総事業費が6,111万円であります。この事業により建設事業者をはじめ関連の業種にも波及効果が広がり、町内の経済活性化に好影響を与えた重要な事業であった。町行政を運営していく上で雇用創出と経済効果が見込まれる事業を予算に組み入れ、働く人を増やし、人口減少を抑えていくことは町行政として極めて重要だと僕は考えます。この辺も勘案すると、新築に対しても助成、そして改築に対しても助成を、そういう制度を設けて、そして事業者にも努力していただいて、そして町民にも理解していただいて、そうして町の経済活動を活性化させるという思いに立ってやらなければ、この羽幌町をどうやって持っていくのですか。納得がいかないのです、きちっと答えるなり、あるいは工藤の意見を役場内で関係ある部署と打合せするとか、そういう検討はないのですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、今村裕之君。

○副町長（今村裕之君） 私のほうからお答えしたいと思います。

今の質問だと一般質問に際してそういう意見があったということで、今後行政としてどうするかという質問だとは僕は思うのですけれども、先ほど町長が答えているとおり、今後においてもその状況に応じて関係各課と連携を取りながらどのように進めていくかとかを検討したいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） ぜひ検討して羽幌町のために頑張ってください。

続いて、いっぱい質問したいことを用意してありますので、質問します。昨年9月の定例会において、小寺議員の質問に対する町側の答弁において、この住宅リフォーム助成制度は9年間の合計で事業件数は299件、助成総額は5,980万円、さらに事業費の総額が5億5,900万円であったことから、経済効果は大きかったと評価している。これが町側の答弁でありました。これだけ経済効果があったのであれば、そこにどんな理由があろうとも問題を解決して事業を継続するべきだったと思いますが、そこに何かあったのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのことにつきましては、以前の質問にも答えておりますし、昨日も小寺議員から再質問の中で求められておりましたので、答弁しております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 僕が今質問したのですから、僕が分かるようにきちっと細かく丁

寧に答えてもらわないと何も分かりません。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それでは、もう一回答えろということでございますので、令和元年12月の定例会でも工藤議員に質問されて答弁しておりますが、都合の悪かった部分につきましては、まず1つ目には個人の財産にいつまで現金を出すのかという声が町民の中からありました。これについては工藤議員もおっしゃっているように、9年間、それも3年、3年だったと思いますが、人気の事業で継続してほしいということで続けてまいりましたが、今言ったようなことが町民から声が出たのと、それから昨日も申し上げましたが、抽せんで外れた方は翌年優先して当たると。そして、抽せんで当たったけれども、業者の都合で工事をやらしてもらえなかった方が2名か3名、2年に続いて起きたということで担当課と相談してどういったやり方ができるのか考えてほしいと言ったところ、担当課ではできないということでございましたので、外れた方が不公平を被るので、そういった2つぐらいの理由でやめたということを去年も申し上げたと思いますので、それには現在も私の考えは変わっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 昨日も聞いて思ったのですけれども、町長という立場に立ったときには部下のせいにしたりしないほうが僕はいいと思います。それは課長方を含めて相談をして、どういうふうにしていくかというのは相談した上で町長が判断すれば、それはそのまま進んでいくはずなのです。何もそういうときに人のせいになくてもいいと僕は思います。むしろ部署でやろうかやらないかと迷っている事業に対して町長がいいから、俺が責任取るからやりなさいとか、そういう意見を町長が出さないとスムーズに仕事が進んでいかないと僕は思います。そんな物事があったときに人のせいにしてどうするのですか、町長が。それだけ重要な立場にいるということをもっとわきまえてやっていかなければならないと僕は思います。こういうふうにして僕が言っていることは、通常であればどこの市町村においても経済効果が見込まれる事業はやっていくものなのです。実際にやっているのです、留萌管内でも。

話が飛びましたけれども、続いてもう一つ問題点があるので、質問します。本年度の建築関連の予算は、町民課が所管する、先ほども言いました空き家の有効活用と解体、これについては予算が1,500万円、本年度は21件実施されて1,013万円が執行されております。そのほかには地域振興課が所管する民間賃貸集合住宅建設、これの助成が予

算800万で、申請がなく執行されておられません。もう一つは、商工観光課が所管する社宅の建設、これは予算が300万円に対して、これも申請がなく執行されておられません。予算を組むときに、できるだけ全ての予算が執行されることによって町の経済が発展すると僕は思っています。ですから、町民の希望に添った事業をやらないと予算が使われません。使われないということは町にお金が回らないから、民間の方ももうけることができないのです。ですから、現在この3つの予算の中で使われていない予算が1,587万円あります。仮に僕が今言っている9年間やつたリフォーム制度をやっていたら、800万あれば十分活用できるのです。ですから、町民の要望がどこにあるのか、何を要望しているのかというのをしっかり捉えた上で予算組みをしなかったらこういうことになるのです。この辺どう考えているのですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 工藤議員から使われていない予算をまた復活させて使ったらどうかというようなことでございますが、民間住宅においても商工住宅においてもそういう需要がありましたので、そういった予算をつけております。また、次年度におきましては全然使われていないものについては削減していく方向で話をしなければならぬというふうに担当課とも話をしておりますので、そういったことで適時必要なものを必要なところへつくように現在も考えてやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 現状の話を先ほど質問したのです。予算を立てた部分で1,587万円現在執行されないで残っている。こういう残るのを極力減らして町民の要望のあるところに事業をやって予算をつけていけば、そのお金が町内に回って、そして事業者はもうかってもらって、そしてそのもうかった部分から町が多少なりの税金をいただいて、そしてまた町の行政をやっていくという、そういう流れになるのですけれども、そういうふうにお金を町の中で回すということも町長は考えていないのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町の中にお金を回すということを考えていないかというお話でございますが、そういった部分は町がやることによって回っていくというふうな考えでやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 答えになっておりませんが、続いていきます。時間大丈夫

ですか。続いて、解体工事については現在町民課で実施している解体補助において11月末現在で19件、執行額が938万円となっております。解体工事については、廃屋の建物を速やかに除去するきっかけづくりになり、今後も町民の要望があると考えております。この事業は次年度も続けていく考えでおりますか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

空き家対策補助の部分の中の解体の中の件かと思うのですが、これにつきまして担当課としましては今後も継続していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 先ほどから質問しております新築、改築、解体等の工事を総合的に進めるため、所管事務を一元化し、新たな助成制度を創設した上で社会経済活動を発展させるために事業を実施するべきだと僕は思っているのです。先ほどから何度も僕言っていますから、分かると思います。この総合的に一元化してやる仕組みは隣の苫前町でも既にやっております。苫前町では安心快適住まいづくり促進事業、促進事業ですから。そして、この所管事務を一元化して新築工事、改修工事、解体工事に対して助成制度を総合的に実施しております。いずれも地元業者による工事となっております。そして、この事業による地域経済の波及効果が大きいことから、今年度から事業を恒久化しております。助成制度を継続してやることになっております。このように留萌管内でも多くの町村がこれに似た感じのものをやっております。そして、地元の建設業者とそれに関連する業種に対して下支えをして町の経済を活性化させるというやり方はどの町村もやっているのです。ぜひ羽幌町でもこのようなことをやっていかなければ町のためにならない。町内の民間の方がもうからないと、税収は入らないのです。税収が入ってくるのは少ないのです。民間がもうかって、そしてそこに働く人がいることによって働いた人からも、そして事業者からも税金をいただけるのです。そういう仕組みにしなければ行政は、あるいは教育や、あるいは福祉に対してもお金を回して使ってもらえないのです。だから、この町に仕事があることがまず第一の基本なのです。これをしっかりやってもらわなかったら大変なことになります。危機感を持って考えてやってもらわなかったら困ります。町長、どう考えますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 近隣の町村でもやっているということですが、最初の答弁で申し上げましたとおり、今後においても状況に応じて関係各課による連携を図ってまいりたいと申し上げているとおりでございますし、当町も町に仕事は出しておるつもりでございますので、また足りない部分があればご指摘をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 残り5分になりました。その範囲の中で終えてください。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） いろいろ答弁いただきましたけれども、僕の思いとは全く違いま

す。僕は、このとおりの商売もやっていますから、札幌とかも行きます。問屋ともいろんな話をします。それは商売の話もします。そういうときに、例えばうちの町長は頑張っているよ、こうやってやっているよと町民だったら、あるいは僕だったらそう言いたいのです。自分が住んでいるところの町がきちっとなっているのだということは、よその町へ行ったら誇りにしたいのです、みんな。それができない今この羽幌の現状なのです。町長はもっと考え方を改めていただいて、町で仕事がなかったら駄目なのだとすることを頭の中に入れて行政を進めてもらわなかったら困ります。まだ僕の言うことが分かりませんか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私も町の中に仕事は大切だと思っておりますし、そういう部分では同じだと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 僕の思いは、皆さんおおよそ分かったと思います。ただ、これをどのように実行されていくのかはこの後僕きちっと見ていきたいと思えます。先ほどから何回も言っていますが、町内で仕事をつくらないと働く人がいなくなります。働く場所がないと、そこに住んでいられないから、別のまちに行って仕事を探すこととなります。こんなことにならないように皆さんで知恵を絞って考えてやってください。

以上、終わります。

○議長（森 淳君） これで5番、工藤正幸君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 一般質問させていただきます。

コロナ禍における高齢者支援について。内閣府発表の平成30年版高齢社会白書によると、65歳以上の独り暮らし高齢者数は1995年時点での約220万人に対し、2015年時点では約592万人と、この20年で実に2.5倍以上となっております。また、

今後2040年には約896万人に上ると推計されており、我が国の人口動態に鑑みても独り暮らし高齢者数は増加の一途をたどること必至であります。羽幌町においても高齢化は国と同じように進んでおり、独り暮らしの高齢者数も増加してきています。コロナ禍の現状で町主催の行事、民間主催の行事、サークル活動等工夫して活動を継続しているものもあるが、食事会、忘年会や新年会などがことごとく開催できないような状況が続いております。外出せず、自宅で過ごすことが多くなることによって、不動による筋力低下、精神的不安、意欲の低下などが増え、人とのつながりを欠くことによって高齢者の孤独を生み出しております。いつ終息できるのか、あるいは終息しないのか不安定な状態が続いており、新しい生活スタイルを模索する必要があると考える。コロナとともに生きていくことを模索しなければならないと思うが、羽幌町ではコロナ禍での高齢者支援についてどのように考えているのか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 舟見議員のご質問にお答えいたします。

本年1月、中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活に大きな影を落としており、終息が見込めない状況がさらに不安感を増幅させているとも感じております。このような状況下における高齢者支援といたしまして、様々なサークル活動や行事を通じ、高齢者の孤独の解消や筋力の低下による要介護状態をできる限り避ける取組を行ってきたところでありますが、緊急事態宣言が発出された4月から5月にかけては行事などの開催は見合わせ、感染防止対策に専念、その間サークルなどの代表者やメンバーの方々とコミュニケーションを取りながら活動再開時期の調整や状況等の把握に努めてまいりました。緊急事態宣言が解除された後も感染防止対策についての相談や密を避ける観点から、人数を分散して実施するなど、各団体においても工夫を凝らして取り組んでいるところであります。また、介護サービスや訪問による状況確認等の支援については通常どおり実施しており、ほかにも町内循環バスほっと号の無料乗車券や福祉ハイヤー乗車券、総合体育館の利用券交付など、既存の制度を利用させていただくことで外出機会の向上や運動の習慣化を図ってきたところであります。コロナ禍において様々な制限がある中、新たな取組はなかなか難しい面があると考えておりますが、町といたしましては現状の活動支援について継続及び検討を重ね、今後も高齢者支援対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、舟見議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） コロナウイルス感染症が全国、全道で広がり、収まる気配も感じさせておりません。外国ではワクチン開発の中で接種も始まっているようですが、日本は外国と契約を結んでワクチンの確保をしているが、日本での接種が始まるのは来年の初頭以降とのことであります。医療従事者、高齢者、基礎疾患を持っている人などが優先的に接種される予定と聞いておりますが、このような状況下ではふだんの生活において

も、一般の生活、サークル活動などにおいても注意深く活動していくことが必要であると認識しております。このような状況下での高齢者支援は大変難しいと思われるが、体育館の活動、正しい情報の提供など、できる限りのことをしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

舟見議員おっしゃるとおり、今までもそういう形でコミュニケーションを取りながらやってきておりますが、先ほども町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、打合せをしながら、例えば人数を半分に分けて午前と午後で、通常午前中でやっていたものをそういう形で実施したりですとか、あと健康センターが人数的に狭いという場合とかは公民館を使うですとか、そういうようなことでそれぞれと我々と検討しながら、工夫しながら活動を現在も続けているという状況でありますので、それは今後も続けていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 人数制限をして活動をされているということによろしいのですよね。それで、体育館の利用についてお聞きしたいのですけれども、無料クーポン券の配布があったと思うのです。それで、そのクーポン券の使用状況というのはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

今細かい数字は持っていないのですけれども、先月末現在ですけれども、昨年よりも若干名人数が増えているという状況でありますので、皆さん自覚されてやられているのかなというふうには担当課としては思っております。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） こういう状況で自宅に籠もる方がだんだん増えていると思うので、体育館の利用、公民館の利用、そちらのほうの利用を促していただいて、なるべく孤独とか孤立しないように羽幌町としてもPRなり広報なりしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でも様々な現状の施策を申し上げましたけれども、プラスしまして、実はといいますか、予算にあるのであれですけれども、道立病院のほうのフレイル外来と提携をいたしまして、プラスしてそういうフレイル状態の方たちが介護状態にならないよという教室をやるという方向でやっておりましたが、コロナの関係で病院のほうの部分ができなくなったということで、そういうような中止をした事業もございますので、来年度に向けまして、もう一度その辺どういう方法をとる部分で検討を現状しております

ところでありますので、そういうことも含めて現状の広報も含めてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） なるべくこういう状況で、どうしても孤立、サークル自体の活動も今縮小している状態なので、少しでも体育館だとか、先ほど言われた小人数、人数の分散なりをして体育館に来てもらうなり公民館に来てもらうということが一番大事なことから思うので、ぜひそういう方策のほうで進めていただきたいと思っております。もし何かあれば。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

我々というよりも本当にサークルの方たちの意識が高くて、率先してそういうことをやっていたらという状況もございますので、当然でありますけれども、我々のほうもそういう感染症予防対策とかという部分をお話ししながら積極的に舟見議員おっしゃったような孤立の解消ですとか、そういう部分に向けて活動していきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（森 淳君） これで9番、舟見俊明君の一般質問を終わります。

次に、1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、私からは大きく2件について質問をいたします。

まず、1件目です。新型コロナウイルス感染症に関する拡大防止への情報提供について伺います。新型コロナウイルス感染症が11月29日現在、北海道で8,693人を超え、ここ留萌管内でも17人となっています。道保健所から発表される情報は、留萌振興局管内とされ、自治体名までは公表されないことで住民からはかえって不安な声が聞かれています。関係する法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で、第16条、情報の公表に基づき、北海道での情報公開は振興局単位を原則としているとのことです。しかし、実際に羽幌町内で感染者が判明した際に、道はどこまで情報を提供してくれるのか。発表では留萌管内であっても感染者が接触している可能性のある職場や施設でいち早い対応を取っていかなければクラスターなど感染拡大につながりかねないと考えます。北海道が担当することであり、町の判断ではできないとこれまでの議会や委員会では答えていますが、せめて高齢者が多数関係する機関や事業者へは正確な情報が提供されるべきであります。そうでなければ町のうわさによって従業員の自宅待機などの対応がなされるというのは正しくないと考えますが、どうでしょうか。

次に、大きな項目2件目です。焼尻めん羊牧場での暴行事案と今後の事業について伺います。今年7月に焼尻めん羊牧場内において職員間で暴行事案が発生したと聞いています。この件に関して、町は一方の職員に対し、職場内秩序を乱したとして11月から3か月間

の停職処分とも聞いています。これほどの大きな事案や処分について議会への報告も記者会見も行われていません。焼尻めん羊牧場では、昨年度から町直営に戻されましたが、その後書類上の報告数と実頭数とが著しく違っていたことが明らかとなりました。また、町民の中にはめん羊事業に対しての厳しい声も少なくありません。こうした状況から、今こそ真剣な事業運営、事業計画の見直しが求められます。以下質問をいたします。

1、職員に対する3か月間の停職処分が仮に事実であれば、なぜ発表しないのでしょうか。

2、町直営に戻ってからの職員の状況、職務実態の把握はなされていたのでしょうか。

3、今年度のめん羊飼養者育成事業や酪農学園大学との連携はどうなっているのでしょうか。

4、さきの9月定例会で信頼の回復に努めたいと答弁していましたが、どのようにしていくのでしょうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問1件目、新型コロナウイルス感染症に関する拡大防止への情報提供についてお答えいたします。

阿部議員のご質問に対する答弁でも述べましたとおり、北海道では国が法律に基づき策定している基本方針を参考に公表基準を定めておりますことから、それらに基づき個人情報保護の観点と公衆衛生上の必要性を比較考量して情報の提供及び公表がなされているところであります。また、仮に羽幌町内で感染者が判明した際においても行政上の対応の必要性に鑑みた情報の提供となりますので、町が高齢者が多数関係する機関や事業者へ情報提供することはできず、必要と判断された場合には北海道から情報が提供されるものと認識しております。

また、町のうわさによって事業者の対応がなされることは正しくないのご指摘ですが、先ほどご説明申し上げたとおり、町が率先して情報提供をすることはできず、必要と判断された施設等には北海道から情報提供や指導等が行われることとなりますので、冷静な対応をお願いしたいと考えております。

次に、ご質問2件目、焼尻めん羊牧場での暴行事案と今後の事業についてお答えいたします。1点目の本件事案に関する公表についてであります。議員からご質問のありました焼尻めん羊牧場での事案につきまして、職員間のトラブルが発生したことは事実ですが、個人情報やプライバシーの問題を含むものでありますので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。なお、懲戒処分が行われた場合の一般的な対応としましては、必ずしも懲戒処分の内容を公表するものではなく、懲戒処分対象行為についての町民に対する影響の度合いや個人情報保護の観点などを総合的に考慮しながら公表するか否かを決定しております。

2点目の職員の状況、職務実態の把握についてであります。初めに職員の状況につい

ては、平成31年度から直営で牧場運営を行うに当たり町職員として3名を配置し、その後退職や改めての採用もありましたが、現在も3名が在籍しております。また、職務実態の把握については、勤務状況の管理としてシフト表に基づく勤務を基本とし、業務日報、出勤簿並びに勤怠表により報告を受け、併せて特別な事項については電話連絡またはメールにおいても把握している状況にあります。さらに、牧場運営を行うに当たっては現地職員との意思疎通も重要となりますことから、定期的または必要に応じて担当職員が現地に行き打合せを行っているほか、牧場職員が出荷業務により出向いたときも確認を行っているところであります。

3点目のめん羊飼養者育成事業についてであります。本年度は7事業を実施する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、酪農学園大学との協議により9月に実施いたしました現地調査1事業のみとなりました。しかしながら、本事業は双方において有意義なものと考えておりますことから、次年度も継続して実施する旨の確認をしているところであります。

4点目の9月定例会での答弁についてであります。9月定例会における一般質問において、飼養頭数が乖離していたことに対する町長としての見解を求められ、これまで適正に管理できていなかったことに関して率直に反省し、町民の皆様におわび申し上げ、適正な管理運営を行って信頼の回復に努めてまいりたいとご答弁申し上げたところであります。その後まずは正確な頭数の把握が必要であることから、先般駆虫処理業務を行う中で実頭数を確認してきたところであり、今後は綿羊登録のマスターデータに基づき適正な管理を基本としつつ、同様の事案が発生しないようその他の方策についても検討しているところであります。

また、今回職員間でトラブルが発生したことについては、所管課は適切に対処していたものと認識しておりますが、結果として起きた事実に対し担当課長等へ注意をしたところであり、今後においてもさらなる職員への適切な指導及び助言に努めてまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、一問一答を始めさせていただきます。

まず、新型コロナ関連のほうですが、昨日阿部議員の一般質問もありまして、その中で行政と関係機関等との情報共有と正確な情報発信についてという中でかなり詳しい質疑のやり取りがありました。ですから、同じ質問は繰り返さないように自分としても努めていきたいと思っております。ただ、私の考えや訴えたいこともありますので、同じテーマになるかなとは思いましたが、あえて質問をさせていただいたところです。答弁の中では仮に羽幌町内で感染者が判明した際、町が高齢者が多数関係する機関や事業者へ情報提供することができず、必要と判断された場合には北海道から情報が提供されるものと認識して

いるという、そういう答弁でした。昨日の阿部議員に対しても大体同じような答弁でした。これで感染拡大を防ぐことができるというふうに思っているのでしょうか。これで羽幌町内ではクラスターは発生しないと、安心しているという思いですか。どう思っているか率直なところをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご質問のところに申し上げますと、答弁書で申し上げていますがけれども、もし判明した場合、町が独自にそういった行動ができるのかといったらそういうことにはなりませんので、北海道から情報が提供されるものというふうに認識しておるといふふうに答えておるわけで、町が独自に感染者の判明といいますか、確認ができるわけではありませんし、またそういった情報が来て初めて対応できるということでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（駒井久晃君） そういうことでありまして、クラスターを防げるかというご質問であります。そういったことも情報が来て初めて感染者が出たということが分かるというような状況でございますので、当町がそういった状況になったときには保健所が動く。これは感染症でございますので、そういう流れになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） それで、もし仮にこの羽幌町内で羽幌町の住民が感染をしたということが分かった場合、まず情報が来るのは留萌保健所から来るのだらうと思います。留萌保健所から感染者本人に当たって濃厚接触者の情報を聞き出して、そして感染者本人には公表していかどうかを確認をすると。公表していいですよとなった場合には自治体、羽幌町へ連絡が来るという流れかなと思います。もし公表しないでほしいと、非公表にしてほしいということであれば留萌振興局内というふうに発表されて町には情報は来ないということかと思えます。そして、保健所は濃厚接触者を洗い出して、直接濃厚接触者と連絡を取るの保健所だと。いろんなパターンがあるから、必ずこうなるとは言えないかもしれませんが、基本的な流れとしてはこういうことでよろしいですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 基本的にはそういう流れできております。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） それで、私の立場でほかの職場のことをあれこれ言うのは気も引

けるのですが、留萌保健所の職員、一体何人いるのか私は知りませんし、どんな体制で業務されているのか分かりませんが、留萌在住の保健所の職員の方が羽幌町の住民に対して濃厚接触者と連絡を取るということを想像した場合に、果たしてスムーズにいくのだろうか、スピーディーにその任務が進んでいくのかどうかというところが私は疑問に思うのです。人数が多くなればなるほど一回の電話ですぐつながればいいですけども、つながらない場合には1時間置き、2時間置きにまた連絡を取ると。留萌から羽幌にです。そういうようなことも考えていけば、もう1時間、2時間、半日と言ってられないようなこういう感染症ですから、そういうときに羽幌町の町役場の担当部署にすぐ連絡が来れば、では羽幌の役場でも一緒に対象者に対して連絡を取りましょうと。羽幌町の職員であれば、大体6,500人ぐらいの町ですから、名前を聞けば、ああ、あの人だなとか、本人に連絡がつかなければ、あの家族に言えばどこにいるか分かるだろうとか、そういうことでいろんな有形無形の対応が、羽幌町にも連絡が来ればです、スピーディーに事が運ぶのではないかなと私は思うのです。こうしたような状況をぜひ、道が主体となって動くから、羽幌町の独自の判断ではできないということではなくて、必要な情報は羽幌町がもらうということが必要だなというようなそういう認識、いや、そんなことは必要ないと、道に、保健所に任せておけばいいのだということなのかどうか、その辺です。できるかできないかではなくて、できるのであればそういうふうにしたいという思いもあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 濃厚接触者等の状況が出た場合と申しますか、先ほど申しましたとおり、新型コロナウイルス感染症ということで伝染病でございますので、それは国の仕事というふうに規定されております。また、よしんばその濃厚接触者の調査ということになりますと、感染された方と接触があるということですから、その調査する方も接触者になってくるわけで、感染する可能性が出てくるわけですから、そういったところに職員を、安易という言葉は適切かどうか分かりませんが、派遣するということは町として、そういう議員おっしゃるような簡単な行為ではないというふうに私は認識しておりますので、今ここでできるというようなことは当然言えませんし、そういうつもりもございません。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） その場に対面で調査をする、そこまで必要なかどうか私は分からない部分もありましたけれども、電話で済むのであれば電話で指示をするということも可能ではないのかなというふうにも思います。先月の11月30日から3日間、北海道の道議会で4定道議会、うちらで言う12月議会ですけれども、一般質問が行われました。かなりの人数の道議さんが一般質問されましたけれども、その中の何人かが私と同じような、今回情報の共有の在り方、情報の提供の在り方ということについて質問されています。12月2日には、この留萌管内選出の浅野貴博道議がまさしく私のテーマと同じような質問をされました。感染拡大のおそれのある介護施設などへは何も情報が伝わっていない。

各自治体を回っていて、そういう施設には何も情報が伝わっていないと聞いているのだと。適切な情報提供が必要ではないですかというふうに質問があったところ鈴木北海道知事は、道として公表基準は全国統一のものであるべきと考えており、今後国の検討状況を見極めつつ、市町村とも十分に協議を重ねながら地域住民の方々に対し、この感染症を蔓延させないための適切な行動を取るために必要な情報を伝える観点に立ち、道としての対応を整理してまいる段階でありますと答弁されました。まだそういう段階であるというので、そういう状況ではありますけれども、知事としても必要な情報を伝える立場なのだということが表明されています。四、五人の人が大体そういう質問をされていましたがけれども、大体同じような答弁をされていたと思います。やはりコロナウイルスの感染症は、国や道任せではなくて、道だって必要な情報は提供したいのだと考えているのであれば、町から一足飛びに道というのはどうなのか分かりませんが、保健所に対して道議会でもこういう答弁をされてましたよねと。では、一緒になって羽幌町も力を出しますよと、骨を折りますよ。この羽幌町では幸いクラスターなどは発生していないわけですから、絶対この羽幌町では蔓延させない、クラスターを出さないと、そういうための姿勢で保健所なり振興局なりこちら側からそういう発信なり声かけをしていく、そういうことが可能なのではないかなと思うのですが、今の道議会とのやり取りなども聞いて何かお考えするところはありませんか。お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 北海道のほうは北海道の立場でやっておられることなので、そこに意見を挟むあれはありません。また、当町として情報は来て、そういった要請があればそれに基づいて動くことは必要であろうかとも思っております。そういった考えでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、そういうことでは私は本当にまだ心配です。道からの指示、勝手には動けない。そうしているうちに知らず知らずのうちに蔓延してしまうおそれがある。それで必ず防げるとは言いませんけれども、可能な限りの対策は、対応が取れるような段取りはしておくべきだと私は思います。ぜひとも国・道からのいろんな情報もまだまだ変わる可能性もありますので、迅速な対応をお願いしたいと思います。

次の焼尻めん羊のほうに移ります。この案件で私の質問項目の表題の中に暴行事案というふうに載せましたけれども、答弁書では職員間のトラブルという表現になっています。これ以上の答弁は差し控えるということではありますけれども、羽幌町は何年前か顧問弁護士と契約を結んでいて年間33万円の委託料ですか、使っていると思いますが、この件に関わって例えば公表しないほうがいいだとか、議員から聞かれてもあまり答えないほうがいいのか、そういうような助言等が顧問弁護士との相談、やり取りの中であったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

ただいま金木議員のほうから一般質問のありました内容に基づいて顧問弁護士さんのほうに相談したのかというご質問だったと思いますが、この件に関しましては、ご答弁申し上げますとおり、個人情報保護だとかプライバシーの問題に係る部分に入ってきますので、それについての答弁は差し控えさせていただきますが、一般論といたしまして、もし何かそういう事案があれば顧問弁護士さんとかにもご相談することはこれまでもあります。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） これに関しては何を聞いてもそうなのかなというふうに思いますが、私がこの件に関わって聞いたのは10月の終わり頃でした。ある方からの連絡を受けて知ったわけですが、すぐにその日のうちに担当課、農林水産課のほうに出向きまして、事実なのかと。できるならそのいきさつ、経過などを教えてくださいと言ったけれども、やはり詳細は言えないということでありました。でも、私は議員という立場ですし、このめん羊事業は所管をする総務産業常任委員会では毎年のように調査、審議する中心課題の一つなのです。この問題をこれほどの大きな問題が起きていたのに議員が知らず、今のめん羊事業は現状こうですよと、これからこうしていきたいと思っておりますよという報告を聞いたりする中で、この一件を抜きにして私は審議には加われないと、そんな気持ちだったのです。黙って一切何も明らかにならないなと思ったので、今回一般質問の中に質問するという決意に至りました。確かに個人的な問題やプライベートに関わる部分があると思うのですが、そこまで言えとは言っていませんけれども、最低限議員が議会の中で審議をして必要な予算を議決しなければならぬという立場であれば、当然今年7月に何があって、それに対して処分をしたなら処分をした、最低限のそれぐらいの情報は議会に明らかにしていただかなければ内容のしっかりした審議はできないだろうと私は思うのですが、これからもそういう説明は一切議会にはしないというお考えなのかどうかお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員の再質問でこれからも発表しないのかということですが、現時点でできるのはここまででございます。今回も一般質問していただいて、こういう形で発表できたことを喜ぶと言ったらおかしいですけれども、それが限界でござ

いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 喜ぶという表現をされましたけれども、適切ではないのではないかと思います、答弁の中に現在3名の在籍だということがありますけれども、在籍は3名であっても今現在牧場内で実務に就いている人数は何人ですか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） 現在シフトにつきましては2名で組んでおります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そういう事実も今回初めて明らかにされたと思います。8月の委員会ではたしか3名と言っていたと思いますが、たしか私の得ている情報では8月時点ではもう2名になっていたと思います。町直営に戻ってからの去年、今年の2年間、私の思いですけれども、たしか4名、去年2名、今年2名、新しい職員が採用されていると。去年は地域おこし協力隊の人も含めてのことかと思いますが、その4名のうち今はどうなっているか。何人残っているかと聞いていいのか。その辺今現在はどのような状況なのか。2名といいますから、引き算をすれば分かりますけれども、去年、今年採用された4人はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） ご答弁させていただきます。

答弁のほうでも申し上げましたが、直営に当たるに当たりまして3名ということで採用いたしまして、その年に2名の方が退職され、今回新たに2名の方が、今回というか、今年の4月に2名の方を採用して3名の在籍ということであります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 大変特殊な職場ですから、一度採用されたら何年でもいろとは言いませんけれども、いろんな状況もあるのかもしれないけれども、かなり入れ替わりが早いなという印象があります。そこに何か問題があるのではないかなという気もいたします。今は2名しかいないということですから、これから1月、2月、3月、赤ちゃん羊、出産シーズンを迎えます。そのうちの1人は今年初めての職員ということになります。果たして大丈夫なのでしょう。こう言っては失礼かもしれませんが、ベテランの職員と比べれば、それはなかなか行き届かないところもありますけれども、この出産シーズンも2名で乗り切るといふことなのかどうか、その見通しをお願いします。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

今現在先ほどから答弁申し上げましたとおり、シフトとしては2名で組んでおります。その理由につきましては、当初の答弁のほうでもありますとおり個人情報やプライバシーを含むということで、その理由についてはお答えできない状況にありますが、これから子羊が生まれるというところで2名で大丈夫かというご質問ではあります、昨年につま

しても事実2名ということで体制はシフト上は行っておりました。昨年から今年の状況の違いといたしましては、もともとおられる方については1年のキャリアを積んで、さらに技術は向上されているというふうに認識しております。残りの1名につきましては、昨年についてもその年に初めて働いているという状況でありますので、昨年と今年というところで状況的には昨年よりは改善されて、改善というか、技術が伴っている職員が1名そのままおりますので、何とかやっていただきたいというふうには考えておりますので、できればもともと3名いた部分で対処できればいいのですけれども、事実2名のシフトということでありますので、何とかこの2名で今は乗り切っていただきたいというところで現場とも調整はしているところであります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 去年も2名で何とか乗り切れたからということでありまして、へい死数を私当たってみました、過去の委員会の資料を引っ張り出して。へい死数、死んだ羊の数ですけれども、平成29年54頭、平成30年45頭、去年、令和元年59頭。今年、令和2年ですが、先ほど感染症の予防のときに実頭数も確認したということですから、もう12月ですし、今年2年については何頭亡くなっているのか、その辺を伺います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

今年の亡くなったへい死の頭数のみということでご質問を受けたところでありますが、その部分としての資料を持ち合わせておりませんので、正確な頭数としては今申し上げられないのですが、今年の8月の総務産業常任委員会におきまして目標飼養頭数といったところで見込みを含めてご説明したときに今年の12月末の予定として197頭というところでご説明申し上げ、そのときのへい死の予定頭数として40頭くらいで見込んでいたというところで説明をさせてもらっています。今11月の時点で駆虫処理に併せて実頭数を確認した中におきましては、ほぼこの頭数と同程度の数というところで動いていますので、へい死の数については多分おおむね40頭前後であるかなというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 40頭前後であったとしても以前のベテランの職員が事業を行っていた当時と比べますと非常に増えているということが言えると思うのです。病気になったり事故があったりということもあるかと思うのですが、年間のうち、今年は無理だった

かもしれませんが、もし病気が見られたというようなときには外から獣医師の派遣だとか、獣医師の指導援助を受けたりとか、そういったことは行われているのかどうか。お願いします。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

まず、今金木議員のほうから過去の頭数から比べると増えているというようなご発言があったかと思えます。こちらにつきましては、過去の当時等の資料につきましてはそういう形でなっているかとは思いますが、今回そういう乖離の問題があったという部分に関して言えば、その数字が必ずしもその頭数だったかという部分は正直分からないということでこれまでも説明させてもらっていますので、その比較については簡単にはできないかなというふうには思っています。あと、死亡の原因につきましては、年齢的な部分はもちろんありますし、出産等における事故、人員の足りない部分で起きている事故といったところもありますが、そこら辺については現場のほうでもおおむね理解しながら改善できるものは改善しつつというところでやっておりますし、獣医師さん等の指導を受けているかというようなところもご質問があったかと思えますが、特段獣医師というのは指導は受けておりませんが、めん羊協議会の方にベテランの方が来てアドバイスをいただいたり、あとは体調管理的な部分で家畜保健衛生所の方の検査に併せてのそういう指導等も仰いでおりますので、そういう意味では少なからず今後においては改善されていくのではないかなというふうには考えています。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 12時を過ぎてしまって恐縮ですが、酪農学園大学との連携ということもありますので、例えば飼育の仕方だとか今いる牧場の従業員への研修のようなこともぜひともしていただいて、もっともっと新人、今年初めて就いたという方もおられますし、数年という方の技術量を、飼育技術を高めるための大学との連携ということもぜひこれから検討されてはいかがかなと思います。

それで、今回議会のほうで町内各地に箱を設置して行った町民アンケートです。めん羊牧場という項目を出させていただいた中で、めん羊牧場に関しては110人の方が回答されています。丸、二重丸、一つ丸、三角、バツと。これをつけた方は119人、そのうち二重丸が11人、5.7%、一つ丸91人、47.6%。必要だと思う方ですよ、二重丸、一つ丸は。必要だという方で過半数がいました。ところが、その一方、三角は42人、21.9%、この事業は必要ないというきつい判断をされた方、バツ印をつけた方が47人、24.6%という結果でありました。自由筆記、自由回答の中でもかなり厳しい意見が出されています。全部は言いませんが、めん羊牧場はいつまでも必要なのですかと。必要ないと思います。めん羊事業においては完全に士別に負けてしまったとか、焼尻めん羊牧場は本当に必要か。めん羊牧場の観光というのは本末転倒などなど厳しい意見も確かに寄せられているのも事実なのです。これらは町民の生の声でありますから、二重丸、一つ

丸が過半数いたということで安易に安閑としてはいられないと思うのです。今後の事業では漫然と続けていくのではなくて、どうこうした三角、バツ印をつけた方に対して理解を得て支持をしてもらおうかという視点もしっかりと据えた中での事業の見直し、立て直しがどうしても必要だと思います。改めてこの点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

今金木議員のほうから議会のほうで行ったアンケートを含めて今後の部分でということのご質問かと思えます。自分のほうといたしましても、そのアンケートのほうについては確認させてもらっています。全体的なアンケート数の部分ですとか、その中における回答の部分というところで今金木議員がおっしゃったとおり半数くらいの方は必要だという部分も確認はさせてもらっています。厳しい意見があるという部分についても中身を見させてもらっておりますので、確かにこういう部分はあるのだなというところは理解はしています。一番大きいところというのは、収支的な部分を含めてマイナスといったところが町民の方々になかなかそこを全て受け入れていただけないということが一番大きいのかなとは思っています。これまでの答弁の中でも申し上げておりますとおり、離島振興といった部分ですとか本町における観光振興全体に含めても果たしている役割というのは少なからずあろうかとは思っておりますし、これまでもそのように申し述べておりますので、そこら辺をいかに、どういう形かは今の段階ではご説明できませんが、町民の方々に説明ができるような形をもってめん羊牧場の方向性という部分は考えていきたいと思っておりますし、議会で行っていただいたアンケートの部分は一つの意見としてはもちろん参考にした上で考えていきたいというふうには思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

答弁の一番最後の部分に今回職員間でトラブルが発生したことについては所管課は適切に対処していたものと認識しておりますと一文があります。こういうふうに答弁されると、本当に適切に対処したのですかと。何に対してどのように対処したのですかというふうに聞いてしまうわけです、こういう答弁をされると。でも、その中身については言えないわけでしょう、答弁を控える。だったらこういうところは必要なのかなという気がいたしますが、訂正とか削除とかは申しませんけれども、言うべきは課長ではなくて牧場のほうに言って、2人か3人しかいない職場ですから、去年はそういう頭数の問題もあった、夏は夏でそういう一件もあったと。そして、アンケートを取ったらこのような状況だと。そんな職員同士でいがみ合ったりトラブルを起こしたりしないでみんなで力を合わせて頑張ろうと。島民の皆さんや羽幌町民の皆さんに理解してもらおう、頑張ろうではないかというのを町長なり課長なりが発信していくべきが本当ではないですかということを経験した最後の答弁を見て私は思ったところですが、この部分を削除せよとは言いませんが、町長、その点どう思うのか、最後の締めということで答弁をお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員から最後の質問ということで、答弁書の最後の部分で職員は適切に対処していたものと認識していると。それでは事故が起こらないだろうし、また職員の喚起も十二分にやっていないのではないかとということですが、一生懸命やっても起きるものは起きるというようなことが今回の事案かなということですが、決して金木議員の指摘を否定するわけではございませんし、また職員にも行く都度に寄らせていただいて、褒めてみるなり、また聞くなりして今後も頼むといったことは続けておりますので、今後も議員の言葉をまた胸に、そういったことも続けてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解とご指導をまたよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第7号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第7号 令和2年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和2年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。平山監査委員とともに、令和2年10月21日から10月30日までのうち6日間にわたり、地域振興課ほか、御覧の対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、または12枚を交付しているものであります。また、その属する年度内に満80歳以上となられる方に対しましても12枚を交付しております。令和2年度9月末現在の総交付枚数は9,948枚で、うち総利用枚数は3,016枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、令和元年度及び令和2年度9月末までの受給者数等を表したものでございます。内容は記載のとおりでありますので、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。③、令和2年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園24名、認定こども園・まきでは幼稚園48名、保育所78名となっており、合計で150名となっております。3ページを御覧願います。イ、負担金の支出状況は、国・道、町合わせまして藤幼稚園につきましては1,061万2,920円、認定こども園・まきの幼稚園は1,889万9,920円、保育所は3,663万3,820円、合計で6,614万6,660円となっております。町の負担は、幼稚園2か所で934万817円、保育所1か所で915万8,455円、合計で1,849万9,272円となっております。④の地域福祉基金状況であります。今年度9月末までの寄附金は、1件、100万円であります。7月に基金に積立てをしておりますが、9月に同額を取り崩し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業でありますマスク等購入事業の財源に充当しております。⑤、保育士修学資金貸付状況であります。令和2年度における4月から9月末までの貸付け及び返還等はありません。⑥、保育士修学基金状況から次のページ、⑧の福祉バス利用状況までにつきましては、説明を省略させていただきます。⑨の老人クラブ等補助金交付状況では、前年度に比較し、団体数におきましては9団体で増減はありませんが、会員数は20人減少し、164人となっております。また、交付決定額につきましても1万8,000円減の114万600円となっております。⑩の敬老会事業助成金交付状況では、市街地区の敬老の集い事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となっております。⑪、令和2年度敬老記念品贈呈状況、⑫の勤労青少年ホーム利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページを御覧願います。(2)、国保医療状況の①、医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用を表したもので、内容は記載のとおりであります。以下説明を省略いたします。

6ページをお開き願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を令和元年度実績と令和2年度9月末現在の状況を表にしたものであります。御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

次のページの(3)、すこやか健康センター利用状況、8ページの(4)、介護認定状

況、①、令和元年度申請及び認定状況、②、令和2年度申請及び認定状況（9月末現在）につきましても御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。③、要介護認定者介護サービス利用状況では、令和2年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数を表したものであります。利用者は、昨年度同期と比較し、合計で23名増の438人となっております。

9ページを御覧願います。（5）、特別養護老人ホーム及び（6）、しあわせ荘短期入所生活介護につきましても説明は省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。（7）、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の2年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で245件増の5,648件で、支給額は1,966万631円増の3億4,553万1,977円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況、次のページ、（8）、緊急通報装置設置状況は、御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

次に、（9）、医師研究資金等貸付けであります。令和2年度における4月から9月末までの貸付けは9名、3,050万円であります。また、償還免除は3名で2,400万円となっており、令和2年9月末現在の貸付額は6,350万円となっております。

（10）、助産師看護師修学資金貸付けであります。令和2年度における4月から9月末までの貸付けは5名で150万円、また返還は2名の55万円となっており、令和2年度9月末現在の貸付額は1,567万円であります。

（11）、助産師看護師修学基金につきましては、今年度9月末までの増減はありません。

次に、12ページをお開き願います。町民課について申し上げます。（1）、総合受付状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

13ページを御覧願います。（2）、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、前年同期より35戸減の63戸となっておりますが、この中には政策空き家として44戸が含まれておりますことから、利用可能な空き家戸数は事実上19戸となっております。②の敷金状況は、記載のとおりとなっております。

（3）の令和元年度集会所利用状況から17ページの（9）、海鳥保護基金状況までは御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

（10）、北海道海鳥センター入館者状況であります。2年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して1万1,743人減の3,860人で、平成9年度オープン以来の累計では44万1,030人となっております。

18ページを御覧願います。（11）、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。2年度の通学対象者数10名に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、62万4,000円となっております。

(12)、令和元年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計765万1,000円となっております。

(13)、令和元年度の離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリー一点検のため高速船のみの運航時に係る急行料金の10割、また通常期間における急行料金の3割を補助するもので、93万7,440円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。これにつきましても表右の摘要欄に記載のとおり、島民運賃補助であります。北海道との協調補助で離島住民に対し航路運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は198万6,185円であります。次の離島航路定期航路事業補助につきましては、航路運営に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。国の補助残につきましては、道と町おのおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は4,151万7,793円であります。離島航路一般旅客運賃割引事業は、平成28年度より離島航路の利用促進事業として実施しており、6月から8月における高速船一般旅客運賃の3割引、離島住民を除きますけれども、に係る運賃割引補助として30万8,090円を支出しております。

次のページ、(14)、交通対策事業基金状況から20ページの(16)、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略をいたします。

21ページを御覧願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰越し分の合計は63.06%で、前年度と比較し、1.03ポイント減少しております。

以下、22ページの(2)、保険税収納状況から23ページの(6)、備荒資金組合納付金状況までにつきましては、御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

24ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は3,494万4,000円あります。令和元年度決算審査意見書で説明しておりますが、昨年度と比較しますと180万円増加しております。これは、公益社団法人北海道栽培漁業振興公社への出捐金額の変更により280万円の増、また財団法人ふるさと情報センターほか3件の解散による権利消滅で100万円の減によるものであります。

25ページを御覧願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側、下段の合計欄に記載のとおり、職員数は定数160人に対しまして現員数127人、定数外職員102人の合計229人あります。前年同期と比較し職員6名が減少し、定数外職員で3名増となっており、合計で3名の減となっております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、昨年と同額となっております。

26ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事

業基金状況につきましても説明は省略をさせていただきます。

次に、(2)、まちづくり事業基金状況ですが、増加額の222万5,530円につきましても、令和元年度の商業複合施設貸付け収支残222万2,530円、定期利息分3,000円を積み立てたものでございます。また、減少額667万6,378円につきましても令和元年度のサンセットプラザ施設管理事業に478万7,678円、ほか1件に財源充当のため取り崩したものでございます。

(3)、まちづくり応援基金状況です。増加額1億1,529万7,349円につきましても、令和元年度の寄附金を積み立てたものでありまして、次の(4)、まちづくり応援寄附金、表の左に記載の額のとおりであります。減少分の9,951万3,000円は、地域産業の活性化のための事業など、用途の指定されたまちづくり事業及び返礼品等に係る経費に充当したものでございます。

(4)、まちづくり応援寄附金(ふるさと納税)の実績について申し上げます。令和2年度9月末までの状況ですが、道内居住者256件、道外居住者2,844件、合計3,100件で、4,148万2,208円となっております。昨年同期と比較しますと、件数で1,289件、寄附金額では1,697万6,208円の増となっております。

27ページを御覧願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内訳は表の右側に記載のとおり、貸付けが486万2,000円、現金は985万8,000円であります。

(2)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

28ページを御覧願います。(3)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期と比較しますと、羽幌小学校では16名減の279名、羽幌中学校では7名減の134名となっております。以下説明を省略させていただきます。

29ページを御覧願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は説明を省略させていただきます。また、(3)の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し、1万5,919人減の合計4万9,471人となっております。主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設の休館及び利用者自粛等によるものであります。

30ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期と比較しまして加盟団体数は、文化協会が2団体減の31団体、体育協会は増減がありませんので、合計44団体であります。会員数は、文化協会が7名減の362名、体育協会は57名減の489名であります。

(6)、中央公民館利用状況では、9月末現在5,204名で前年同期より1万2,078名減少しております。要因といたしましては、体育施設同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設の休館及び利用者自粛等によるものでございます。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

以上で令和2年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 令和2年度定期監査報告（第2次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第71号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和2年12月10日提出、羽幌町長。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険被保険者の保険税負担が増加しないよう、軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております議案第71号説明資料、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、字句の修正等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

まず、第23条の改正につきましては、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。国民健康保険税においては、低所得者に対する保険税の軽減対策として、所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金控除について基礎控除

へ10万円振替されることから、意図せざる影響や不利益を生じさせないよう国民健康保険の基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるものがあります。また、2人以上の一定額以上の所得がある給与所得者や公的年金等の支給を受ける者がいる世帯については、国民健康保険の基礎控除相当分の基準額を10万円引き上げるだけでは不利益が生じるため、世帯内の一定額以上の給与所得者や公的年金等の支給を受ける者の人数から1を引いた数に10万円を加算することで調整を図るものであります。

次に、附則第2条の改正につきましては、第23条の改正に合わせ、同条を引用している公的年金等の所得に係る課税の特例に関しても調整を図るものであります。

ただいまの説明をもちまして改正本則の朗読は省略させていただきます。

改正条例案の裏面を御覧願います。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の羽幌町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第71号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第72号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第72号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について

てご説明いたします。

令和2年12月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。天売高校学生寮の有効活用を図るために改正しようとするものであります。

学生寮の現状を申し上げますと、現在生徒用の部屋として8部屋、うち相部屋として使用可能な部屋が2部屋ありますことから、定員を10人としております。学生寮には、このほかに管理人が使用する部屋が2部屋ありますが、うち寝室として使用しております8畳間1部屋を生徒に提供するものとして定員2名の増加を図り、計12名の受入れを可能とするために改正するものであります。

それでは、改正文を読み上げます。天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例（平成30年羽幌町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「10人」を「12人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第72号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第73号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第73号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申

し上げます。

令和2年12月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、延滞金及び還付加算金の計算方法の変更に加え、積算に用いられていた割合の名称が改正されたことに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町後期高齢者医療に関する条例（平成20年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を改正箇所を下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容を申し上げます。まず、第4条と第6条につきましては、字句の修正でございますので、説明は省略させていただきます。

裏の2ページを御覧願います。附則第2条の延滞金の割合の特例の改正であります。地方税法等の一部改正により、計算方法に係る割合の変更及び特例基準割合が延滞金特例基準割合へ名称が変更になり、また計算の前提となる割合が新たに平均貸付け割合と規定されたことによる改正であります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第73号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第74号 指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、9番、舟見俊明君の退場を求めます。

（9番 舟見俊明君 退場）

○議長（森 淳君） それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第74号 指定管理者の指定について、内容とその提案理由をご説明申し上げます。

令和2年12月10日提出、羽幌町長。

1、公の施設の名称、羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘。

2、指定管理者となる団体の名称、羽幌町南7条3丁目1番地、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会会長、柳田昭一。

3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

提案の理由でございますが、羽幌町特別養護老人ホームしあわせ荘は、平成18年4月1日から指定管理者制度に基づき羽幌町社会福祉協議会が指定管理者として施設の運営管理を行っております。運営状況は良好であり、職員相互がサービス提供に対する理解、知識を深め、サービスの質の向上に努めております。令和3年3月31日で指定管理期間が終了するに当たり、今後も入所者に対し適切なサービスを提供していくためには入所者及びご家族と施設職員との間に築き上げた信頼関係が必要不可欠であり、指定管理者を変更した場合は環境の変化から入所者の心身に影響を及ぼすおそれがあるため、指定管理者の選定につきましては非公募により行い、今回羽幌町社会福祉協議会を候補者として提案するものであります。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第74号について質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 指定管理者の指定については選定委員会の審査を受け、最終的には町長が選定するということになっていると思いますので、できるだけ町長のほうに答弁していただきたいと思います。

まず、指定期間、これについては今回3年間ということで提案されていますけれども、この指定期間についてはこれまで5年間でしたけれども、5年間から3年間に変更になった理由というものをまずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 従前も5年に延びたときには特に良好であるからいいのではないかと、そういう条件でありまして、特になかったものですから、今回はまた3年に縮

めてみたということだけです。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） これについては僕もしっかりと覚えていないのですけれども、たしか平成18年ぐらいからでしたっけ、指定管理となったのが。その当初から5年間だったはずなのですけれども、まずそれで間違いないのか。当初は3年だったのが5年に延びてとか、そういったこともあったのか、その辺まず確認としてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 大変申し訳ありません。今その辺の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） これまでは5年間でしたけれども、それが要は3年間になったという理由を僕は聞きたいのです。良好だったものがなぜ3年間に短縮されたのか、その辺もお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 当初施設長が定年でお辞めになりまして、次の施設長はどういうふうになるのだといったときに特に協議もなく決まったことから、保健所から町長の判こをもらうようにというような書類が来たものですから、そういうことも加味して現実に5年でうまくないのか、3年でうまくないのか、そういったところを協議というか、担当課と話をしましたところ特に問題ないのではないかということで、今回は3年に見てみたということでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） すみません。施設長の件について担当課とも話し合っただけで問題ないということもありながらもなぜ3年となったのか、その辺の理由ももう少し教えていただきたいと思うのですけれども。お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういうわけです。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） そういうわけですかと言われても……今ございましたね、そういうわけでございますという、理由としては。要はこういった施設、先ほども職員と利用者にとっても当然関係してくるわけですから、5年間だったものがなぜ3年間にする、そ

ういったメリットというものが全く見えてこない中での提案だと思うのですが、そのメリットというものはどういったものになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 特にそういったメリットということであれしたわけではなくて、協議という中で信頼関係というもので5年なり3年なりということもあり得るのかなというところで今回は3年でお願いしてみたところでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） メリット、デメリットということではないということ、本来こういった施設というのはある程度、新規でやられる場合というのは3年間というはあるかもしれないですけども、ましてや今回非公募による指定管理の指定ですよ。なぜ3年間になったのかということも僕自身も全く理解はできないのですけれども、今回は非公募で行いましたけれども、事業計画等は当然社協側のほうから出されてきたと思いますけれども、非公募にする段階でも既に3年間ということでも話し合われていたのかどうか、その辺もお願いいたします。事業計画を出す段階で。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） その段階では一応5年という形で募集をしているという状況であります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） その段階で5年ということで、当然事業者さんのほうからは5年間の計画が出されたわけですが、3年間に変更になったというのは選定委員会の中でなったのか、最終的には町長からの判断ということなのか、その辺もお願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最終的に私の判断で3年に変えたところでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 最終的には町長の3年間でということですので、改めて3年間にしたという理由が全く伝わってこないですので、もう一度分かりやすくお答えいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 施設長の定年において施設長が替わった時点で協議というものはなかったものですが、それが協議もなく替わりまして任命されたということでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 要は施設長の部分ということで町長は3年間というふうに期間を決めたのかなとも思いますけれども、施設長については昨年なっているわけですが、昨年なっている部分を今出すのではなくて、昨年の段階でも話も当然ある程度町側と事業者側で済んでいるわけですし、ましてや昨年そういったことがあったからというのであれば非

公募にして事業計画を出してもらった段階でそういった理由というのもつけられたと思うのですけれども、その辺なぜつけずに最終的な段階で3年となったのか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時55分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 昨年の時点でそういった協議もなく入られたということで、今年指定管理の話が、替わるタイミングだったものですから、後手に回ったといえればそれまでですけれども、最終的に5年ではなくて3年でお願いしなさいという判断にしたわけでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 何とも理解できない部分もあるのですけれども、非公募にして、ましてや事業計画を5年間で出しなさい。当然出てきたものに対して最終的にそういった理由で3年というのは、行政としての事務をしていく上の手続として本当に適切なのかなのかという部分もあるのですけれども、そういったものは普通に行われることなのかなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは普通ではないと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 普通ではない中で提案されてきてというのは僕も本当に理解はしかねます。これは正直行政として本当に適切ではないと思いますので、改めてこの部分は考え直すべきなのかなと思いますけれども、その辺について最後お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、自分自身ではよく考えたつもりでございますし、先ほど申しましたように、施設長が替わるといったとき定年でお辞めになるということが決まっている段階で当然協議するべき事項でございますから、協議があるのかなと思ったら協議もなかったということで決定したようでございますから、そういったことの流れの中で指定管理の新たにというか、切替えの時点で5年を3年にしてもらって様子を見ると、考え方を見るといったことで3年にしたところでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 施設長が変更するときに協議がなかったということですが、そもそも協議するという内容が入っているのか。例えばほかの指定管理事業者の部分、はぼろ温泉サンセットプラザ、ではそこのトップが替わるとなれば町と事業者側で協議するのか、

また総合体育館の部分も当然そういった管理している人が替わるとなれば協議するのか、そういった取決めというものがあるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

特別養護老人ホームの場合は北海道が許認可をする施設でありまして、その際に指定管理をしている施設でありますけれども、町立の施設でございますので、道のほうにも届出等が必要になります。その段階で基本的には町のほうと協議の上という部分で道のほうに報告するという形を取っておりますので、ほかの施設についてはそういう許可ですとか、そういう部分があるのかないのかということも含めてなのですけれども、特別養護老人ホームにつきましてはそういう経過がございますので、その段階で協議は必要という状況になっております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長からの説明は分かります。では、本当にその1点だけで3年間というものに短縮したということで、改めてしつこいですけれども、お聞きします。要はこの施設です。介護施設ですから、先ほど課長から一番初めに提案された中で利用者、職員、良好な関係をずっと築いているのに、たった一つの理由で3年間ということによろしいのかどうか。しつこいですけれども、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのとおりです。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、阿部議員に続いて質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中で変更になった理由、最後は1つということだったのですが、当初3年だったものを5年にして、それを短くしただけだと。これは僕からしたら間違った認識で、もし間違った認識の中でそれを判断したというのは根本から間違っている話で、正しい計画を見ていないのか、過去を見ていないのか、その辺正しい判断が、ちゃんとした内容が分かっていない段階で判断したのでしたら、その決定も間違っているのではないかなと思います。私の調べた内容では平成18年から5年間、平成23年から5年間、平成28年から5年間というふうに関しても3年の契約はないですし、それを長くした経緯もありません。もしかしたら町長はずっとその思いで答弁として残るわけですから、そうすると今回の3年にしたというのも根拠は全くないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員のご指摘のとおりであれば最初の部分については間違いであろうかと思いますが、私もそのところは確認しておりませんので、ただ短くしたのは先ほど申しましたそういう理由があるものですから、3年にしたというご答弁……。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほど町長は、3年だったのを延ばしたからということを使ったのです。今は訂正も全くないです。ということは根本の町長の認識がもうそこからスタートして、今また3年にしたということになったら先ほどの答弁は、そのままです。結果的に今の3年にしたというのも全然間違っただけの結果になってくるし、そこは素通りしていいのでしょうか。自分は、町長はまずスタートが間違っている、間違っただけの認識の中で今回上げられた議案については到底理解できません。

続いてですが、先ほど最終段階で判断をしたということですが、どこの時点で3年間に町長は判断をされたのでしょうか。もしかしたら何かの会議があって、この時点で3年にしたという日が分かれば月日も含めて教えていただきたいです。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 前回の3年というのは私羽幌町総合体育館の指定管理の件と勘違いしていた模様でございます。今回につきましては、11月4日の指定管理の書類が来た時点でそういうふうに変更するように頼んだところでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、勘違いでこの議案を持ってきたということでもいいのですか。先ほどの答弁を言ったままです。町長は勘違いしたまま最終的に判断をしたという答弁につながっている、それが体育館の指定管理であろうと町長の答弁できちんとしたことを訂正するなりしないと、もし最初から3年と思って決断されたのであれば最初から間違ってくるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その部分はおっしゃるとおり勘違いしておりましたけれども、先ほど来申し上げましたように、施設長の任命の件がありましたので、3年ということをお願いしたわけでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） あとはほかの議員の方も質問すると思うのですが、勘違いの中でこの案件を、こちらはもちろん真剣に、自分も質問しているつもりなので、きっと阿部議員もそうだと思いますけれども、勘違いだったということがないように慎重に答弁していただきたいと思います。

判断をしたのは11月4日ということですが、スタートはホームページから見ると7月の8日に指定管理者選定委員会というのが行われています。その場で非公募が決まったと

思います。その選定委員会の委員長は副町長だと思いますが、ホームページにも載っているのですけれども、非公募になって、それを町長に伝えて、町長がきっと対象の社会福祉協議会に各種書類の提出を求めたと思うのです。きっと町長の名前、選定委員会の名前ではしていないはずなのですが、町長は何年の計画を指定管理者になる予定である社会福祉協議会に伝えたのでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほども阿部議員のご質問にはお答えいたしましたとおり、5年であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 確認なのですが、それは町長名でそれを要求したということで間違いありませんか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 町長名で請求しております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） その後きっと計画書が出て、第3回の選定委員会が行われたということもホームページに書いてあります。その段階では何年の計画書が選定委員会に出されたのでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、今村裕之君。

○副町長（今村裕之君） 選定委員会のほうでは一応5年間の計画を受け取って審査をしております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、選定委員会では5年間の計画を審査をして、それで問題ないということで判断したと。ホームページに書いてあるとおりなのですが、確認なのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、今村裕之君。

○副町長（今村裕之君） お答えいたします。

ホームページで公開しているとおりの結果でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） その5年間の計画を経て選定委員会の結果を踏まえて町長は判断されたということなのですが、町長はそうしたら3年間の計画は見えていらっしゃるということでよろしいですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その部分につきましては、3年の計画は見ておりません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、3年の計画を見ないのに、なぜ3年の議案を提出するのでしょうか。選定委員会ではあくまでも5年間の計画で大丈夫ですということを伝えた

にもかかわらず、町長は経営計画もない中、なぜ5年のやつを3年にすることが判断ができるのでしょうかと思います。町長、もし手元に3年の計画があれば、それを見て判断することは僕は可能だと思いますけれども、5年の計画しかもし今現在ないのであれば、5年の計画と3年の計画では人員もお金も経営も全てにおいてやり直しをしないと、簡単に5年計画を3年にということは相手業者も納得はいかないのではないかと思います。町長は、判断基準が先ほど施設長の道からの判こが必要だったことを理由にされていましたが、全然経営の話ですとかそういうのを判断基準にしませんよね。それはどう考えてもおかしい。3年の計画は誰も見ていないのです。選定委員会でも見ていないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) 選定委員会は、あくまでも5年の計画で了解、それがふさわしいということを出しているわけです。それを町長が5年の計画を見て、3年の計画はないわけですよね。ない中で3年と、その基準が分かりませんし、判断基準が正確に出ていないので、それをお答えください。

○議長(森 淳君) 町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 私は、自分の思いの中で3年でもできるだろうということで先ほど申しました理由で3年にさせていただいたということです。

○議長(森 淳君) 7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) 先ほども判断基準に信頼関係という話は何回も出てきました。もちろん利用者さんと施設を管理する側の信頼関係もありますが、町の施設を指定管理してもらう信頼関係もあります。施設長の話があったのですけれども、それも信頼関係がという話はしましたが、今回の決定も信頼関係を崩すことになりかねないのではないですか。相手側はその決定に対して、ああ、そうですかというふうに現状で納得されているということではないのでしょうか。

○議長(森 淳君) 町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 納得というよりも理由について教えていただきたいということで、先ほどから申し上げました理由を申し上げているところでございます。

○議長(森 淳君) 7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) その理由について町側から回答したということですが、それによって相手先もその理由についても納得されているということで理解してもよろしいのでしょうか。

○議長(森 淳君) 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長(鈴木 繁君) 現状におきましては、町の決定に従うというような趣旨の言葉を社会福祉協議会のほうからはいただいております。

○議長(森 淳君) 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それは町側との話なので、ただ今回に関しても、先ほど阿部議員もおっしゃいましたけれども、ぎりぎりのラインで計画のない中で町長が単独で決めたわけですね、聞く限りでいくと。それは今後のほかの計画、今回は特別だと言いましたけれども、行政の手続の中で特別はあってはいけないと思うのです。今後ほかの指定管理にも波及するすごく大事な議決だと私は考えています。今後例えば体育館の指定管理があったときに町が何年間、だけれども最終的には減らしたり増やしたり、人事がああこうだ、自分は人事の問題はクリアされていると思うのです。されているから、5年というふうに出したのではないのでしょうか。今後かなりこれは影響する大事な案件なので、慎重に判断したいと思います。

もう一つ、もし人事の件が理由であれば指定管理を5年間の計画の段階で3年間という指示を出すことはできたのではないのでしょうか。それは町長自身で、町長の名前で、先ほど確認しましたけれども、5年で出してくださいというふうに言われているのですよね。それで1年もしない最後の段階で、ほかの手続をきちんと経ていたにもかかわらず、そこで去年の話を持ってきて急に変えるというのは自分は手続上間違っていると思いますし、それはきちんと元に戻した段階で再度話し合いを行うのか、最初からきちんと、もし3年でやるのであれば、本当は長いほうがいいです。だけれども、もしやるのであればきちんとした手続をすることも可能かなというふうに思うのですが、なぜ最初の段階で3年にしなかったかお答えください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最初の段階ではその問題を失念しておりました。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 大事な契約です。信頼関係がある、入所者さんもいる、それで失念しているって全然あり得ないです。先ほどの体育館の指定管理と間違えていました。今の失念してました。そんなので信頼関係、もちろん相手先もそうですけれども、議会とも信頼関係ができるのでしょうか。失念したもので契約を進めていって、それで本当にいいのですか。答弁をお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほどから申し上げているとおり、人事の問題でそういったことがありましたので、今回は最終的な段階で3年にさせていただいたというのが私の判断でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 先ほどの阿部議員の質問に対する答弁の中で施設長の協議がされなかったということなのですけれども、それで再質問の中で道のほうにも届けなければならぬということだったのですけれども、もう一回私のほうから確認しますけれども、施設長の任命に当たっては道のほうでは必ず町と協議をなさい、そして最終的に町長が任命しなさいというのは道のほうからあるのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その件につきましては、最終的に振興局のほうから町長の判こをもらいなさいという書類が来たので、そのときにそういうことになったわけでございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） そうすると、今後ずっと施設長の任命権は町長にあるということではないのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私はそこまでは確認しておりませんが、そういう問題で、先ほども申し上げましたが、定年する施設長に対しての後任を当時資格を持っていない者を持ってきたということで道のほうでは町長の判こをもらいなさいというような、中身は正確ではないかもしれませんが。そういった記憶の中にあるものは書類が来たということでございます。それで、私も先ほど来心配していただいているように、特老の運営に関しては当然停滞がないようにそのときは押したわけでございます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

通常ですと町長がということにはならないというか、社会福祉協議会の中での人事という形になるかと思えますけれども、今回町長が先ほど来申し上げますのは、そういう施設長になる資格を有していない人が施設長になるというような状況の中で振興局のほうから町の同意も求めてほしいというような流れで、それで町長の判をとという表現になったかと思えます。でありますので、通常でありますと社会福祉協議会の内部の人事という形になりますので、特段町長が任命をするということではないことでもありますけれども、当然ですけれども、その間協議と申しますか、速やかな報告と申しますか、そういうことは必要かというふうに感じております。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 要するに法的に任命権はないという理解でいいのですね。法的にです。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えします。

指定管理をしている施設でありますので、基本的にはそのようなことになろうかと思えますけれども、施設長の変更の届出という段階で町のそういうものが必要だったという状

況であります。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） そうすると、さっき町長が言ったそういう理由でということは理由にならないということですよね。単なる施設長の変更は道に届けなさいということなんですよね。町長がその理由で3年にしたということをおっしゃっているのですけれども、その理由は成り立たないですよ。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時22分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 理由が成り立たないと言われても、私はそういう考えで今回の件につきましてはそういう判断をしたわけでございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） もう一点確認です。先ほど施設長の資格云々とありましたけれども、現状の施設長は資格はないのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その後秋頃にたしか資格を取りに行っていたというふうに今年聞きました、それも報告もなかったということでございますので、今回は3年にさせていただいて様子を見るというような考えに至ったわけでございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） それは、法的には後日資格を取ってもいいという法の下で行われたことなのですか、それとも最初から資格のない人は駄目ですよということなのですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

基本的には就任当初から資格は必要というものでありますけれども、ただし書がございまして、その後の部分も認められているという状況ではありますけれども、基本的には資格は当初から持っていたほうが、当然ですけれども、よいという状況であります。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 議会の答弁ですから、法に従ってイエスかノーか、例えば今の特例は特例でイエスなのですよということでのいいのですよね。それでオーケーですよ。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） イエスかノーかでいいますと、イエスかと思えます。ただし、そういう状況でありますので、町のほうの理由書をつけて文書をつけてというよう

な中身になっておりますので、そのことを先ほど来町長が言っているということでありませぬ。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） すみません。それでは、私から確認の意味で質問したいのですが、今までの議論は私聞いていますので、それは質問いたしません。

現在コロナウイルス感染症の中で、病院、特に特老の施設等については感染防止に大変苦労されているという現状を私は認識しております。それで、いろんな話を今議論、討論を聞いていたら住民サービス、要するに住民サービスということはお年寄りですよ、特老とかに入るのは。お年寄りに対して優しい行政、町が取るべき私は姿だと思うのです。その中で3年、5年については言いません。このコロナ禍の中でサービスをきちっと充実、提供するのであれば3年というのはあつという間に過ぎてしまって、今コロナもいつ終息するか分からない現状なのです。来年終息するとは全く私は思っておりません。ワクチンもできていない。そうすると、安定したサービスなりそういうものを提供するのが町としての役目だと思います。そうすると、3年でいろんなサービスをできるかといったらなかなか、いろんな計画も立てられないという部分もあるので、これから5年という部分については、私は最低限そのぐらいの期間は安定したサービスを提供するのであれば必要ではないかというふうに思うのです。今本当に大変な時代です。病院もクラスターになる。万が一間違えれば特老だってクラスターになったときに大変なことになる。そのためには毎日勤めている方、従業員の方は本当に気をつけてやっていると思うのです。それを単純に言ったら3年間にして、そしたら次の年になったらまた次回のことを考えなければならない。そういうサービスではなくて、やはり安定したサービスを提供するのであれば私は期間は短いのかなと思うのですが、そういう認識、町長、ございませんか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 3年よりは5年のほうが安定しているということですが、それはそのとおりの思いですが、私は決して施設をやめてほしいとか停滞するようなことは一つも考えておりませんし、3年でも十二分にやって、また再度更新をすればいいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時28分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 質問となると、最後は討論になるのか分かりませんが、私は安定した、3年にした経緯も含めて、従前より5年にした部分について3年にしたというのは

先ほど来の答弁、質疑等で私はある部分は理解はしています。それによって私は判断させていただきますが、結果的には単純に言うとは施設長のほうの問題で5年が3年になったというふうには私は取っているのですが、それは私の認識は間違っていますか。それだけ確認して質問はやめます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員の質問は、5年が3年になったのは施設長の問題だけかということなのですが、それだけです。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 先ほどからいろいろ質問、そして答弁を聞きまして1つ感じたのですが、この事業計画案を提出してもらった段階では町長名で期間が5年、それで事業計画案がまず示されて、その後選定委員会ですか、そこでも認めていいですよということになって、最終段階で決めるのは町長さんだと。ところが、町長名で5年というもので出して経過を経て、結果を町長のところへ持っていったのですよね。そこで町長は突然、先ほどから理由は聞いていますけれども、3年になった。ということは私そこで不思議だと思ったのは、それなら何のための選定委員会なのかなと思ったのです。選定委員会もちゃんとゴーサインを出しているのに、そこで町長が覆す。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのこのところは今までやってこられたことが選定委員会として認められるものだという判断に至ったので、そういうものが出来たのだろうというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今の答弁もちょっと理解できないのですが、そうすると先ほどから町長は施設長の件で何も相談がなかった。本当は協議しなければいけないのに協議もなかった。そして、資格を取ってきたときにも何の説明もなかった。だから、今回は、来年度以降です、5年のところ3年間で様子を見るというふうには私は受け止めたのです。期間を短縮する、もちろん私たち議員はみんな5年間だと今まで思っていたわけですから、こういう大事なものを私はなぜ委員会にかけてくれなかったのかなと。文教のほうになりますよね。本当にこういう大事なこの定例会の中でこんな短い時間でこんな大事なことを私は決定すべきものではないと思うのです。ある程度はちゃんと委員会に下ろして説明をして、今日みたいなことをです、そしてこの定例会に私は出すべきだったと思うのです。なぜ委員会に示せなかったのか、その辺お聞きいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） なぜ出さなかったかということ、それは別に委員会を軽視したわけでも議会を軽視したわけでもございませんでしたが、考え方がちょっと足りなかったのかなと。全くもって先ほど申しました施設長の問題だけでございますので、社会福祉協議会

に指定管理を担っていただいて、先ほど来出ていますように選定委員会ですか、それでもいいというふうになっておりますから、単純に5年を3年にすることで先ほど来言っている施設長の問題等につきましてはご相談をいただきたいし、資格を取ってきたのであれば資格を取ってきたことを報告していただきたい、そういう思いだけでございますので、何ら今後停滞することもないという判断だったものですから、議会にもご相談申し上げなくて申し訳なかったかと思えます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 私は、本案について反対の立場で討論を行いたいと思います。

指定管理者の指定については様々な手続や選定を行うべきですが、今回は行政手続の中で当初5年間で申請書の提出を求め、その中で指定管理選定委員会でも指定管理者候補としてふさわしいという審査結果が出ています。しかし、本案件では3年となっており、変更理由の町長がおっしゃった施設長の件については、質疑の中であったとおりの法的に何ら問題なく、その後町長の独断の判断は到底納得できるものではないと考えております。今後契約期間を元に戻しての再提出または最初からやり直すことも含め再考すべきであると考えます。今回に関しては、あくまでも相手側の指定管理者候補の問題ではなく、行政手続上瑕疵があるという考えで、この内容については先ほど町長もご自身の答弁の中で失念という言葉がありましたが、失念のあるものに関して賛成することができないということで反対いたします。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第74号 指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立はありません。

したがって、議案第74号 指定管理者の指定については否決されました。

◎議案第75号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第75号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第75号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年12月10日提出、羽幌町長。

公の施設の名称、羽幌町デイサービスセンター。

指定管理者となる団体の名称、羽幌町南7条3丁目1番地、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会会長、柳田昭一。

指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間。

提案理由につきましては、平成28年4月1日から指定管理者制度に基づき羽幌町社会福祉協議会が指定管理者として施設の運営管理を行ってきたところであり、運営状況は良好であり、職員相互がサービス提供に対する理解、知識を深め、サービスの質の向上に努めております。平成8年2月の開設より羽幌町社会福祉協議会へ事業委託しており、通所介護事業の運営実施については北海道より羽幌町社会福祉協議会が指定を受けて行っているところですが、ハードとソフトを一体的に管理運営していくことが効率的かつ円滑な運営が望めることから、指定管理者の選定につきましては、これまでの運営実績、利用者負担、隣接施設との連携等を鑑み、非公募により行い、今回羽幌町社会福祉協議会を候補者として提案するものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第75号について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 一応確認なのですが、数年前に指定管理については特別養護老人ホームしあわせ荘とデイサービスセンターを一体化した中での指定管理を行うということだったような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） そのとおりであります。今の提案理由の説明の中にも近隣施設というような言い方をしましたけれども、いわゆるそれがしあわせ荘という状況であります。

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者が発言することになります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 本案について反対の立場で討論いたします。

先ほどの質疑の中でも一体化施設ということで、先ほどの議案が否決されたことにより、このデイサービスだけを賛成するというふうにはならないというふうに感じています。先ほども言いましたけれども、行政手続をきちんと行うことが今後大事だと思いますので、今後しあわせ荘、またデイサービスセンターを含めた再提出をするべきだという思いで今回は反対させていただきます。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第75号 指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立はありません。

したがって、議案第75号 指定管理者の指定については否決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで除斥対象議案の審議が終わりましたので、9番、舟見俊明君の入場を許します。

（9番 舟見俊明君 入場）

◎議案第76号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第76号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第76号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の変更につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年12月10日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立て工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が1億4,630万円、うち消費税額1,330万円を含むものでございまして、変更後は1億5,680万5,000円、うち消費税1,425万5,000円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南町22番地、株式会社水上建設工業所取締役社長、水上博であります。

提案の理由でございますが、令和2年6月12日第5回定例会において議決されました議案第46号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約につきまして変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第76号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第77号 福寿川護岸改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第77号 福寿川護岸改修工事

請負契約の変更につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年12月10日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、福寿川護岸改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が7,975万円、うち消費税額725万円を含むものでございまして、変更後が7,967万3,000円、うち消費税724万3,000円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条2丁目15番地、株式会社道北土木代表取締役、森本勝己であります。

提案の理由でございますが、令和2年6月12日第5回定例会において議決されました議案第47号 福寿川護岸改修工事請負契約につきまして変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第77号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 福寿川護岸改修工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第78号～議案第83号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第78号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）、日程第13、議案第79号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第80号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第81号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第82号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第83号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,090万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,978万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了等による減額補正が主なものでありますが、まず歳出について増額となりました主なものを申し上げます。2款総務費、企画費においてまちづくり応援寄附金推進事業1億1,772万6,000円の補正は、まちづくり応援寄附金の増加見込みによるものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において扶助費3,941万7,000円の補正は、障がい者自立支援並びに障がい児通所給付事業に係る利用者数及び利用回数の増加によるものであります。

同じく介護福祉費において介護サービス基盤整備事業補助金100万1,000円の補正は、町内の地域密着型介護施設において簡易減圧装置を導入する事業者に対し、道補助金により間接補助するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において農山漁村活性化整備対策事業補助金7,854万7,000円の補正は、オロロン農業協同組合が実施する米穀集出荷貯蔵施設の整備費用の一部について過疎対策事業債の採択を条件に補助するものであり、農業振興施設等整備事業補助金520万円の補正は、水稻栽培の低コスト、省力化が図られる新技術として注目されている密苗栽培に必要な作業機械を導入する事業者に対し、道補助金により間接補助するものであります。

同じく林業振興費において未来につなぐ森づくり推進事業補助金312万8,000円の補正は、補助対象となる造林面積の増加によるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。10款地方交付税1億1,797万7,000円の増額は、普通地方交付税の交付決定によるものであります。

次に、14款国庫支出金、民生費国庫負担金1,908万9,000円の増額は、障がい者自立支援等に係る利用者等の増加に伴う公費負担の増額によるものであります。

次に、15款道支出金、民生費道負担金954万4,000円の増額は、国費と同様に障がい者自立支援等に係る利用者等の増加に伴う公費負担の増によるものであります。

次に、17款寄附金、一般寄附金7,600万円の増額は、支出でも申し上げましたが、まちづくり応援寄附金の増加見込みによるものであります。

次に、18款繰入金、財政調整基金繰入金3,535万1,000円の減額は、財源調整によるものであります。

次に、21款町債、農林水産業債7,850万円の増額は、歳出で申し上げました農山漁村活性化整備対策事業補助金に係る過疎対策事業債となっております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,349万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,666万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の2款保険給付費、療養諸費において負担金補助及び交付金1億1,677万3,000円の増額は、療養給付費及び高額療養費の増加見込みによるものであり、財源については全額道支出金を充てております。

次に、6款諸支出金において償還金利子及び割引料672万1,000円の増額は、過年度分保険給付費等交付金の確定に伴う返還金及び過年度分国民健康保険税還付金の増加によるものであり、財源については前年度繰越金を充てております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ79万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,999万円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の1款総務費、一般管理費においてシステム改修業務委託料60万8,000円の増額は、税制改正に対応するためシステムを改修するものであり、事業費の一部が国庫支出金で賄われるものであります。

次に、3款諸支出金において保険料還付金18万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料減免により生じる過年度分保険料還付金の増加によるものであります。

歳入につきましては、国庫支出金のほか一般会計繰入金及び諸収入を充てております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,863万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億555万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、保険事業勘定の歳出、1款総務費、一般管理費において電算システム改修委託料176万円の増額は、制度改正に対応するためシステムを追加改修するものであり、事業費の2分の1が国庫補助金で賄われるものであります。

次に、2款保険給付費において介護サービス等給付事業5,657万6,000円の増額は、介護サービス等給付費などの増加見込みによるものであります。

次に、6款諸支出金において介護保険料還付金30万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料減免により生じる過年度分保険料還付金の増加によるものであります。

歳入につきましては、国庫支出金等が増額となるほか、不足分につきましては一般会計繰入金及び介護保険給付費等準備基金繰入金を充てております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,724万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、職員の昇給に伴う給与費の不足分を増額するものであり、財

源につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。令和3年度までを期間とする限度額1,032万円の債務負担行為は、羽幌町上水道低区第1配水池の設備である水位調節弁が老朽化等により故障したため、今年度から令和3年度前半期を工事期間とする更新工事を実施するに当たり、工事請負費の支払い年度となる令和3年度の債務負担行為について定めるものであります。なお、先ほど申し上げました工事期間につきましては、水位調節弁の製作に4か月程度を要することから、来春の融雪後速やかな更新を行うため、今年度契約を行うものであります。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、内容をご説明いたします。

一般会計の4ページをお開き願います。第2表、継続費補正であります。産業廃棄物埋立処理場適正化事業につきまして事業費総額並びにこれに伴う各年割額が変更となりますことから、補正をするものであります。

15ページをお開き願います。1款議会費において旅費43万8,000円、負担金補助及び交付金29万4,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止によるものであります。

16ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において漂着木造船撤去業務委託料17万7,000円の減額は、事業の完了によるものであります。

同じく財産管理費において町有施設解体工事請負費606万7,000円の減額につきましても事業の完了によるものであります。

17ページを御覧ください。企画費において民間賃貸集合住宅建設助成金800万円の減額は、応募がなかったことによるものであり、定住促進団地建設工事請負費5,500万円の減額は、今年度の事業実施が困難となったことによるものであります。

18ページをお開き願います。自治振興費において地方バス路線維持費補助金29万円の増額は、補助対象経費の増によるものであり、離島航路事業運営補助金504万4,000円の減額は、補助対象経費の減によるものであります。

同じく監査委員費において旅費29万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止によるものであります。

19ページを御覧ください。3款民生費、国民年金事務取扱費において過年度分交付金返還金26万5,000円の増額は、令和元年度年金生活者支援給付金支給業務に係る事務取扱交付金の確定によるものであります。

20ページをお開き願います。介護福祉費において需用費55万5,000円の増額は、天売高齢者支援センターにおける床暖房の修繕料であり、繰出金789万3,000円の

増額は、介護保険事業特別会計における介護給付費等の増加によるものであります。

同じく後期高齢者医療費において繰出金46万1,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計におけるシステム改修業務委託料の増額によるものであります。

21ページを御覧ください。児童福祉費において積立金72万円の増額は、保育士等修学資金貸付金の返還に伴う基金への積立てであります。

22ページをお開き願います。4款衛生費、環境衛生費において繰出金24万1,000円の増額は、簡易水道事業特別会計における職員給与費の増によるものであり、マムシ生息実態調査委託料52万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止によるものであります。

同じくじんかい処理費において造成工事請負費832万7,000円の減額は、本年度分産業廃棄物最終処分場造成工事請負費の確定に伴うものであり、車両購入費79万4,000円の減額は、天売地区ごみ収集運搬用じんかい車の納入完了によるものであります。

23ページを御覧ください。6款農林水産業費、農業振興費において有害鳥獣駆除委託料21万円の増額は、国及び道からの通知に基づき、エゾシカ捕獲を強化するためのものであります。

同じく町有林費において町有林管理事業1,448万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により木材需要が減少しており、原木価格の下落や原木受入れ停止などの状況から、事業を中止としたことによるものであります。

24ページをお開き願います。水産業振興費において外国人技能実習生受入れ支援交付金60万円の増額は、交付対象者の増加見込みによるものであります。

25ページを御覧ください。7款商工費、観光費において観光協会支部事業補助金77万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により各種事業が中止となったことによるものであり、観光施設閉鎖事業17万6,000円の減額は、朝日公園閉鎖事業の完了によるものであります。なお、サンセットビーチ施設管理事業につきましては、海岸漂着物処理業務に対する道補助金が減額となりましたことから、財源更正するものであります。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金116万5,000円の増額は、北留萌消防組合消防署における自動火災報知設備の経年劣化による改修等が発生したことによるものであります。

26ページをお開き願います。10款教育費、教育振興費において羽幌高等学校教育振興会事業補助金418万円の減額は、通学定期券購入補助等の執行見込みによるものであります。

同じく小学校費、学校管理費において備品購入費33万5,000円の減額は、各校への校務用パソコン等の納入完了によるものであります。

27ページを御覧ください。中学校費、学校管理費において需用費97万8,000円、備品購入費25万1,000円の各減額は、各校の施設改修の完了及び楽器の納入完了に

よるものであり、中体連参加補助金122万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により一部大会が中止となったことによるものであります。

28ページをお開き願います。高等学校費、教育振興費において需用費19万円、備品購入費45万1,000円の各増額は、天売高等学校学生寮の定員増加に伴う施設の改修及び管理用備品を購入するものであります。

同じく体育施設費において社会資本整備総合交付金返還金20万1,000円の増額は、令和元年度に実施したスポーツ公園排水設備改修工事において撤去したコルゲート管に係る売払い金が発生したことによるものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。各特別会計及び水道事業会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第78号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第5号

○議長(森 淳君) 日程第18、同意第5号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 同意第5号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北3条2丁目10番地、氏名、松田肇、生年月日、昭和31年8月17日生まれ、64歳。

現委員であります松田肇氏が令和2年12月20日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き教育行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町教育委員会

委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから同意第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎諮問第2号

○議長（森 淳君） 日程第19、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南町16番地の75、氏名、村田菊男、生年月日、昭和25年4月10日生まれ、70歳。

現委員であります村田菊男氏が令和3年3月31日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから諮問第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第11号

○議長（森 淳君） 日程第20、発議第11号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第12号

○議長（森 淳君） 日程第21、発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第84号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第84号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第84号 令和2年度羽幌町一般会計補正予

算（第13号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました令和2年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ926万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,904万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容をご説明申し上げます。7款商工費、商工振興費において飲食店等事業継続支援金550万円の補正は、全道各地で新型コロナウイルス感染拡大が伝えられ、店内飲食を主とする飲食業者にあつては忘年会や新年会などの開催自粛により多大な影響を受けることが予想されるため、現に営業を続けている飲食事業者に対し1事業者当たり10万円の支援金を交付するものであります。

次に、10款教育費、中学校費、学校管理費において工事請負費376万2,000円の補正は、羽幌中学校体育館ステージに設置しているつりもの設備について点検により早急に対応が必要な状況にあることが判明したことから、改修を行うものであります。

歳入につきましては、全額財政調整基金繰入金を充てておりますが、飲食店等事業継続支援金分につきましては既に予算化されている地方創生臨時交付金対象事業の事業費精査に伴う予算補正時に地方創生臨時交付金へ財源更正を予定しております。

以上、追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第84号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和2年第11回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 3時32分）